

# 厚真町業務継続計画

厚真町

平成28年9月

# 厚真町業務継続計画

## 目次

1. 基本的な考え方	1
1.1. 業務継続計画の基本的考え方	1
(1) 策定の目的	1
(2) 業務継続計画で明らかにする事項	1
(3) 業務継続計画導入の効果	2
(4) 業務継続計画の対象	3
(5) 地域防災計画と業務継続計画の関係	3
1.2. 基本方針	5
(1) 基本方針	5
(2) 適用範囲	5
(3) 実施体制	5
(4) 発動基準	5
(5) 平常時の運用	5
2. 計画の前提条件	6
2.1. 前提となる自然災害	6
2.2. 厚真町の被害状況	7
2.3. ライフラインの復旧予測	9
2.4. 町役場の資源と想定被害状況	10
3. 業務執行体制の確保	11
3.1. 職員の参集状況	11
(1) 参集想定的前提条件	11
(2) 参集状況の想定結果	14
(3) 指揮監督権限及び職務代行	15
4. 業務執行環境の整備	15
4.1. 本庁舎に及ぼす影響	15
4.2. 本庁舎等の点検	15
4.3. 本庁舎等の機能の確保	16
(1) 執務室の機能確保	16
(2) 電源の確保	16
(3) 通信手段の確保	16
(4) 情報システムの維持	16
(5) 食料の確保	16
(6) 水の確保	16
4.4. 本庁舎等の代替施設	17
(1) 災害対策本部等の執務室	17

(2) 各課等の執務室.....	17
(3) 事務機器等.....	17
<b>5. 業務継続計画の対象業務（非常時優先業務）の選定.....</b>	<b>17</b>
5.1. 非常時優先業務の位置づけ.....	17
(1) 非常時優先業務の定義.....	17
(2) 非常時優先業務の選定.....	17
<b>6. 計画の推進.....</b>	<b>21</b>
6.1. 計画の周知.....	21
6.2. 計画の継続的改善.....	21



## 1. 基本的な考え方

### 1.1. 業務継続計画の基本的考え方

#### (1) 策定の目的

厚真町での大規模な自然災害が発生した場合には、町役場そのものも被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性が高いため、平常時の執務環境を前提とした業務を行うことができない。加えて発災時に伴う膨大な応急対策業務も発生する。これらの業務が中断すると町民の生命、生活及び社会活動に大きな支障が生じる。

そこで町は、発災時に迅速かつ確に厚真町地域防災計画（以下、「地域防災計画」という）に基づく応急対策業務や、復旧・復興業務に取り組みながら、発災時にも必要とされる通常業務を継続し、最低限必要な行政サービスを町民等に継続的に提供し、最短で平常業務に復することが求められる。そのためには、あらかじめ各業務に優先順位をつけて、事前に必要な資源の準備や業務の対応方針・手段を定め、自然災害に備えることが必要である。

このようなことから、大規模な自然災害が発生した際に取り組むべき業務を明らかにし、対応するための事前の方策についてとりまとめた厚真町業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）（以下、「BCP」という）を策定した。

#### (2) 業務継続計画で明らかにする事項

業務継続計画とは、災害時の限られたヒトやモノなどの資源で、最低限必要な業務を継続し、確実に実施できるように、復旧時間に関する【目標】と【現実】のギャップ（ずれ）を解消するための「事前の対応策」を明らかにする計画である。

業務継続計画は、計画を策定すれば災害時の業務継続が滞りなく行えるというものではない。計画策定時点では、災害時の業務継続を図るために今後必要な課題とその対策を明らかにするものである。策定以降、課題を解決する対策を着実に実施することで、はじめて万全な状況に近づけることができる。計画策定をもって終わりではなく、検討と対策を続けることが不可欠である。

表1.1.1 業務継続計画の検討事項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①災害時に継続すべき通常業務の絞り込み</li><li>②非常時優先業務の洗い出しと優先順位の決定</li><li>③必要資源の過不足の検証</li><li>④絞り込んだ業務を震災時に実施するための課題解決策の明示</li></ul> |
|---|

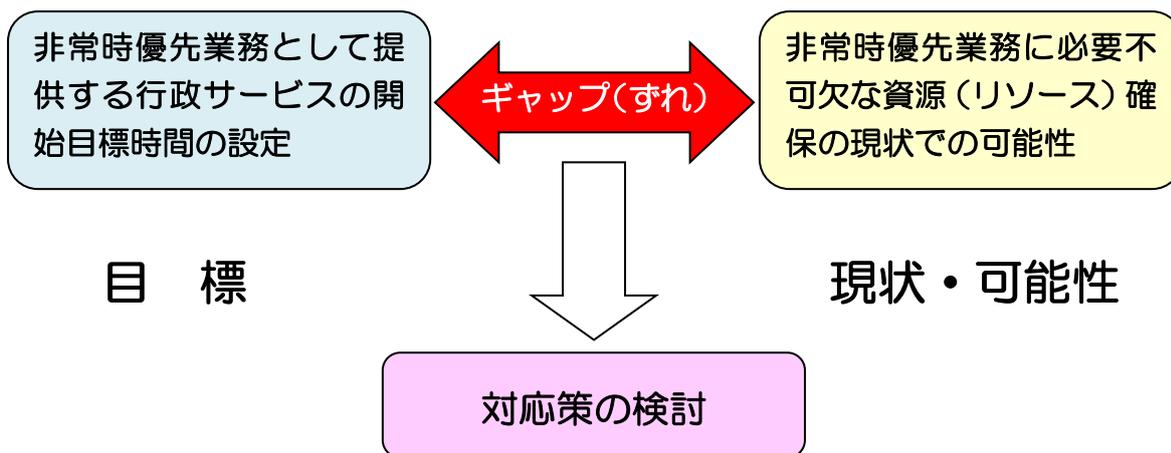


図1.1.1 業務継続計画の検討イメージ

(3) 業務継続計画導入の効果

業務継続計画の導入により、以下の効果が考えられる。

表1.1.2 業務継続計画導入の効果

- 発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、町役場の業務の迅速な再開が可能になる。
- 業務継続計画の策定を通じ、平常時から、災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、町役場の防災力を強化することが可能になる。
- 町役場の業務の迅速な再開により、災害時における民間企業の事業継続への影響を抑えることが可能となる。
- 最も大きな災害被害を想定した業務継続計画を策定することにより、他の自然災害への対応が可能になる。

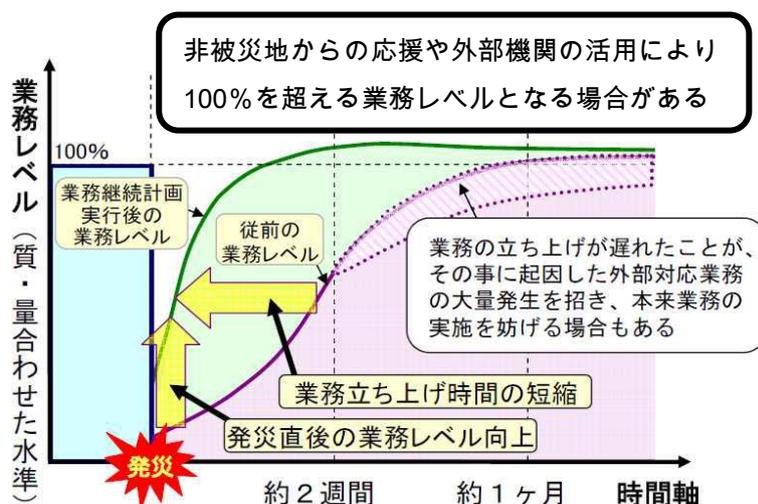


図1.1.2 業務継続計画の考え方

#### (4) 業務継続計画の対象

##### a) 対象とする組織・執務実施場所の範囲

業務継続計画では、町役場の全課の業務を対象とする。

また、執務実施場所は、町役場本庁舎を主な対象とする。

##### b) 対象とする業務

業務継続計画で対象とする業務は、大規模災害発生時においても優先して実施すべき業務（非常時優先業務）である。具体的には、災害発生後に地域防災計画に基づいて取り組む応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務（迅速な実施が求められる復旧・復興業務）及び優先度の高い通常業務（停止や休止ができない通常業務）である。

表1.1.3 非常時優先業務

①優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務）
②主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」
③主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの

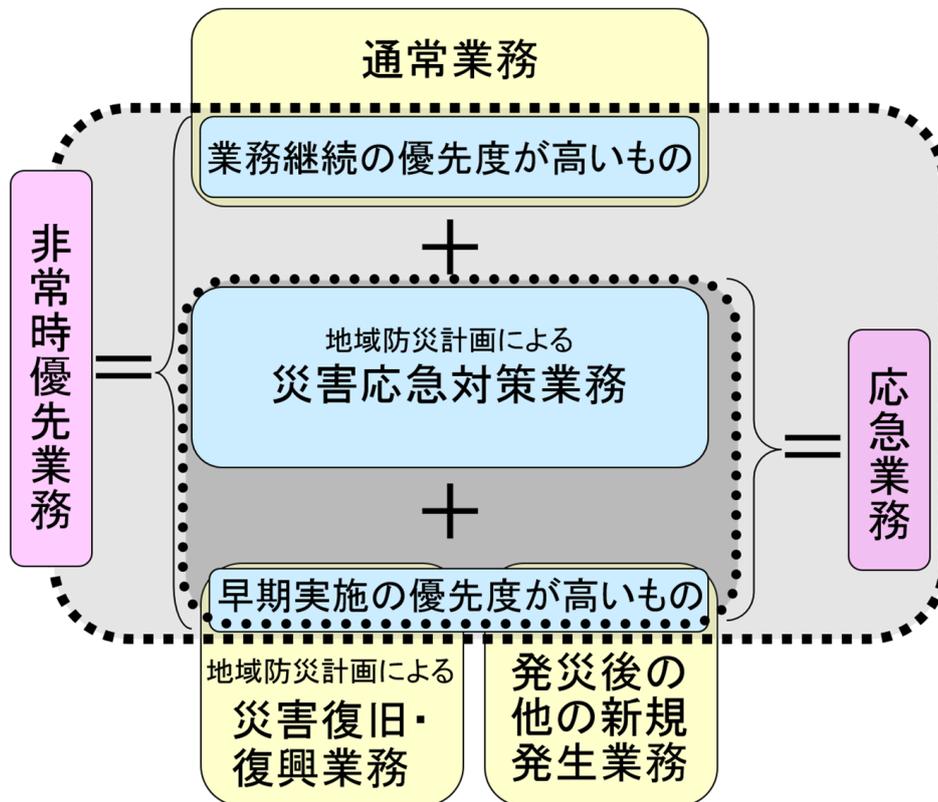


図1.1.3 非常時優先業務の位置づけ

#### (5) 地域防災計画と業務継続計画の関係

厚真町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定

に基づき、厚真町防災会議が作成する計画である。その目的は、町、北海道、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関が持つ全機能を有効に発揮し、厚真町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧ならびに復興を行い、厚真町の地域ならびに町民の生命・身体及び財産を災害から守ることにある。ただし、地域防災計画は行政機関の被災を前提にしていない。

一方、業務継続計画は、町役場自体が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制を事前に検討するものである。そのようなヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下を前提として、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を事前に検討し、大規模災害時における緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼をおいた計画である。

表1.1.4 業務継続計画と地域防災計画の比較

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）	発災時又は事前に実施すべき災害対策にかかる事項や役割分担等を規定する
行政の被災	町役場、人員、その他の必要な資源の制約を前提とする	特に想定する必要がない
対象業務	非常時優先業務 ・ 応急対策業務 ・ 優先度の高い復旧・復興業務 ・ 優先度の高い通常業務	災害対策にかかる業務 ・ 災害予防業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 災害復旧・復興業務
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める	必要事項ではない（事前、初動、復旧・復興に区分する程度）
その他	職員の支援体制（水・食料等の確保）についても検討する	職員の支援体制の記載は必要事項ではない

## 1.2. 基本方針

### (1) 基本方針

厚真町での大地震などの、町民等や町内の社会経済活動に多大な被害を及ぼす恐れのある大規模災害に対し、町がその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討し、業務継続計画を策定し、円滑な実施を図る。

表1.2.1 基本方針

- ①町民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）
- ②非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する
- ③計画の実効性を確保するため、非常時優先業務遂行上の課題とその対策について検討する

### (2) 適用範囲

業務継続計画に適用する業務の範囲は、町職員が実施する業務全般とする。

町の業務を委託している事業者や指定管理者等についても、非常時優先業務の実施に関係する場合には、実施方法等について主管課と業者間であらかじめ調整を行うものとする。

### (3) 実施体制

非常時優先業務の実施にあたっては、地域防災計画で定める厚真町災害対策本部の組織体制のもとにおいて実施する。

### (4) 発動基準

災害発生時における業務継続計画の内容に関する発動の判断は、厚真町災害対策本部において行う。

### (5) 平常時の運用

業務継続計画は、業務継続マネジメント（BCM）により、平常時から持続的な改善を行うものとする。

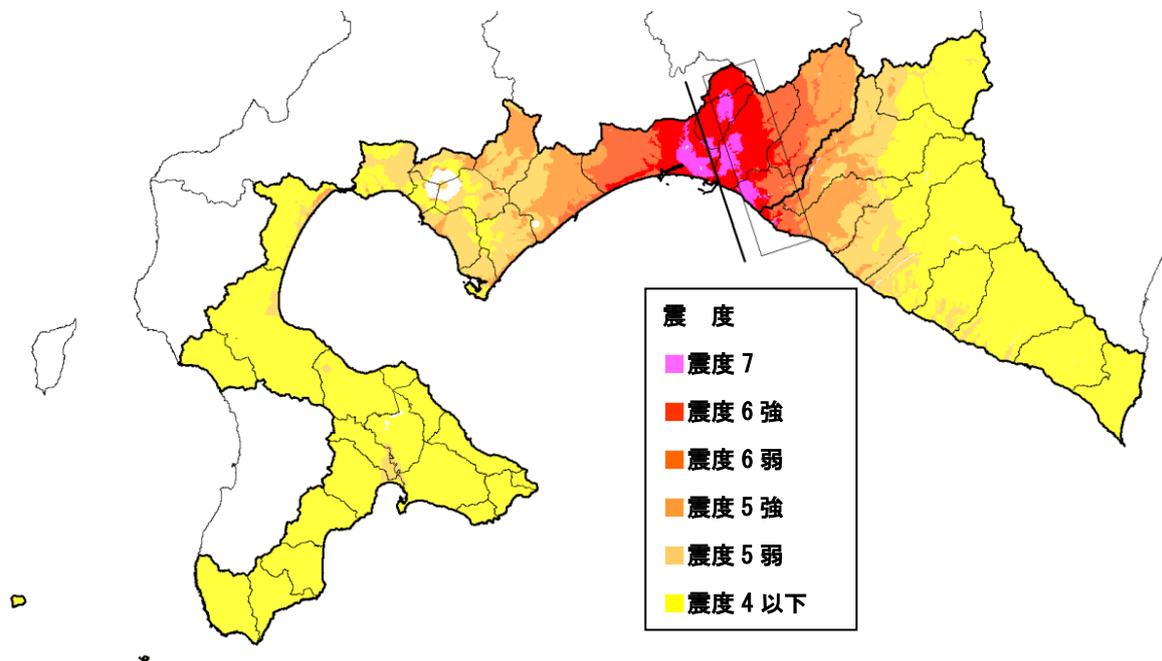
## 2. 計画の前提条件

### 2.1. 前提となる自然災害

BCPの検討の前提となる自然災害は、厚真町地域防災計画（平成28年2月改訂）と同様に石狩低地東縁断層帯による大規模地震とする。

町は、本想定よりも大規模な自然災害の発生も予想され、被害がさらに大きくなる可能性もあるとの認識をもち、計画の策定を行う。

地震の発生季節・時刻は、想定地震が「冬の夕方」に発生した場合とする。また、業務継続を図るために重要となる職員の確保は、職員が退庁して自宅等にいる場合（休日・夜間等）を想定する。



資料：「地震被害想定等調査結果報告書」、平成27年2月、北海道総務部危機対策局危機対策課

図2.1.1石狩低地東縁断層帯南部の震度分布

## 2.2. 厚真町の被害状況

石狩低地東縁断層帯による大規模地震による厚真町の被害想定は下表のとおりである。  
 なお、地震による津波浸水は発生しないことを前提とする。

表2.2.1 区域の被害一覧

被害想定項目	小項目	発生時間			
		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.9	6.9	6.9	
(2)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	22	22	22	
	崩壊危険度B(箇所)	6	6	6	
	崩壊危険度C(箇所)	0	0	0	
(3)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	640	640	640
		揺れによる半壊棟数	837	837	837
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2	2	2
		液状化による半壊棟数	3	3	3
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	2	2	2
		急傾斜地崩壊による全半壊棟数	5	5	5
	計	全壊棟数	645	645	645
半壊棟数		846	846	846	
(4)火災被害	全出火件数	2	1未満	22	
	炎上出火件数	1	1未満	12	
	焼失棟数	1	1未満	12	
(5)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	6	5	5
		揺れによる重傷者数	5	3	4
		揺れによる軽傷者数	75	44	56
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1未満	1未満	1未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1未満	1未満	1未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	2	1未満	1
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1未満	1未満	1未満
		火災による重傷者数	1未満	1未満	1未満
		火災による軽傷者数	1未満	1未満	2
	計	死者数	7	5	6
		重傷者数	6	3	5
		軽傷者数	78	45	59
避難者数	避難所生活者数	855	854	861	
	避難所外避難者数	460	460	464	

被害想定項目		小項目	発生時間		
			冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
(5) 人的被害	避難者数	避難者数計	1,315	1,314	1,325
(6) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	581	581	581
		断水世帯数(直後)	746	746	746
		※断水人口(直後)	1,798	1,798	1,798
		断水世帯数(1日後)	696	696	696
		※断水人口(1日後)	1,678	1,678	1,678
		断水世帯数(2日後)	694	694	694
		※断水人口(2日後)	1,674	1,674	1,674
		復旧日数(人員1/2)	5.4	3.8	5.4
	復旧日数(人員1/4)	10.9	7.6	10.9	
	下水道の被害	被害延長(km)	5.4	5.4	5.4
		機能支障世帯数	195	195	195
		※機能支障人口	470	470	470
		復旧日数(人員1/2)	1未満	1未満	1未満
		復旧日数(人員1/4)	1未満	1未満	1未満
(7) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	10	10	10
	その他の道路の被害	被害箇所数	53	53	53
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	2	2	2
		通行支障箇所数	3	3	3
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	4	4	4
		通行支障箇所数	5	5	5

※1. 端数処理の関係で、表中の数字と合計値は合わない場合がある

※2. 上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない

資料：「地震被害想定等調査結果報告書」、平成27年2月、北海道総務部危機対策局危機対策課

### 2.3. ライフラインの復旧予測

厚真町におけるライフラインの復旧状況は、下表のとおり、北海道BCP の想定と同様とする。

なお、東日本大震災においても、9割を超える復旧率の達成日数はおおむね同様である。

表2.3.1 ライフラインの復旧期間

	北海道	東日本大震災		
			復旧率	備考
電力	積雪期以外：約5日 積雪期：約6日	1週間：90%超 2週間：90%超	約96%	
通信	-	2～3週間：90%超 3～7週間：95%超	約99%	携帯電話
LPガス	-	-	約95%	
上水道	積雪期以外：約30日 積雪期：約43日	4週間：90%超 6週間：95%超	約98%	
下水道	-	-	-	

資料：「北海道庁業務継続計画[地震編・第1版]」、平成23年3月、北海道

資料：東日本大震災…「東日本大震災におけるライフライン復旧概況（時系列編Ver3、5月31日まで）岐阜大学能島」土木学会東日本大震災特別委員会情報共有サイト

資料：東日本大震災（復旧率）…「主なインフラ等の応急的な復旧状況」復興庁（120521公表資料）

## 2.4. 町役場の資源と想定被害状況

厚真町本庁舎における被害状況等を想定したものが下表である。

表2.4.1 厚真町本庁舎の被害状況

項 目		地震状況の想定
地震動		・震度6強の揺れが発生。人は立ってられない。
建物被害	構造・外観	・役場本庁舎は耐震改修未済のため、大きな被害を受ける可能性もあり、被害の状況によっては使用不可となる。 ・火災の発生はない。
	内部	・壁に亀裂が発生する場合もみられる。
ライフライン被害	電気	・地震発生直後に停電する箇所があるが、早期に復旧。 ・非常用電源は最大48時間、各課で最小限稼働する。
	ガス	・ガスは停止する。
	上水道	・管路被害の可能性があり断水する。
	下水道 (集排等)	・管路被害や停電により処理が停滞する。
人的被害		・職員に死者は発生しない。
庁内の様子	室内	・扉のないキャビネットから書類等が飛び出し散乱する。 ・配管損傷によりトイレや給湯室で水漏れが発生する。
	PC	・固定していないPCやモニター倒れる(非常用電源による復旧。ノートPCはバッテリー残量あるうち使用可)
	サーバ	・庁内サーバは転倒防止措置をしており、非常用電源もあるため稼働する。
	プリンタ コピー機	・固定していないコピー機等が動く。損傷はないが電気復旧まで、非常電源により一部が使用できる。
	通信	・一般電話・携帯電話は輻輳により通話できないが、本庁舎と避難所や消防警察の防災関係機関とは無線により通信は可能 ・災害時優先電話は使用可能 ・メールは使用できるが送受信に時間がかかる
	トイレ	・トイレに損傷はないが断水で使用禁止

### 3. 業務執行体制の確保

#### 3.1. 職員の参集状況

##### (1) 参集想定的前提条件

###### a) 参集率の算出対象人数

厚真町地域防災計画地震災害対策計画編で災害時の非常配備体制が定められており、第2種及び第3種非常配備においては、全職員が非常配備員として参集することとなっている。

参集率の算出においては、夜間・休日の災害発生後に自宅から災害対策本部設置時の参集場所に参集すると想定し、厚真町の総職員数107名（H28.4.1現在）から特別職（町長、副町長、教育長）を除いた104名を算出対象人数とした。

表3.1.1 非常配備の区分

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	任 務	配 備 要 員
第1種 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 震度4の地震が発生したとき。</li> <li>2 津波注意報が発令されたとき。</li> <li>3 気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。</li> <li>4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。</li> </ol>	情報連絡のため各部の少数の人数をもって当たるもので、状況により次の配備体制に移行できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集</li> <li>2 関係機関との連絡</li> </ol>	別 図
第2種 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 震度5弱または5強の地震が発生したとき。</li> <li>2 津波警報が発令されたとき。</li> <li>3 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。</li> <li>4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。</li> </ol>	各部全班の人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動ができる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集</li> <li>2 関係機関との連絡</li> <li>3 応急措置の実施</li> </ol>	別 図
第3種 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>2 大津波警報が発令されたとき。</li> <li>3 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。</li> <li>4 予想されない重大な災害が発生したとき。</li> </ol>	各部全班の人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害業務全般の実施</li> </ol>	別 図

資料：「厚真町地域防災計画」(H28.2)

本部長 町長

副本部長 副町長・教育長

	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備
<b>総括部</b>			
総務班	班長他所要の人員	全班員	全班員
学校対策班	班長他所要の人員	全班員	全班員
社会教育班	班長他所要の人員	全班員	全班員
富里連絡所	連絡所長他所要の人員	全所員	全所員
桜丘連絡所	連絡所長他所要の人員	全所員	全所員
上野連絡所	連絡所長他所要の人員	全所員	全所員
宇隆連絡所	連絡所長他所要の人員	全所員	全所員
豊丘連絡所	連絡所長他所要の人員	全所員	全所員
上厚真連絡所	連絡所長他所要の人員	全所員	全所員
臨時連絡所	連絡所長他所要の人員	全所員	全所員
<b>調査広報部</b>			
広報班	班長他所要の人員	全班員	全班員
調査班	班長他所要の人員	全班員	全班員
<b>工作部</b>			
工作班	班長他所要の人員	全班員	全班員
建築班	班長他所要の人員	全班員	全班員
工作労務班	班長他所要の人員	全班員	全班員
<b>資材部</b>			
資材班	班長他所要の人員	全班員	全班員
輸送班	班長他所要の人員	全班員	全班員
資材労務班	班長他所要の人員	全班員	全班員
<b>救護部</b>			
救護班	班長他所要の人員	全班員	全班員
給与班	班長他所要の人員	全班員	全班員
<b>支援部</b>			
支援班	班長他所要の人員	全班員	全班員

b) 参集率の算出方法

参集率の算出は、基本的に「北海道庁業務継続計画[地震編第1版]」（H23.3）の考え方をもとに、表のとおり設定した。

参集先は役場庁舎を基本とし、職員の自宅から参集先までの距離は経路検索により測定した。参集の速度は徒歩で3km/hとし、出発まで30分かかるものと想定した。

また、厚真町には十分な公共交通機関がないため、職員は庁舎内に留まる（宿泊する）と想定した。

表3.1.2 職員参集の考え方

	想定となる対象	参集率
発災～4日目	徒歩・自転車での移動が可能、厚真町内（参集場所から約15km圏内）に居住する職員が対象 [対象：100人]	厚真町内（参集場所から直線距離約15km圏内）に居住する職員全員が順次参集
～7日目	すべての職員が対象 [対象：104人]	4日目からは交通機関が復旧し、 町内居住職員7(5)割の参集以降、 順次参集 ↓ 職員全体の98(96)%が参集 (※ 約2%強[冬は約4%強]の職員は、本人又は家族の死傷等により長期間参集できないと想定)

※1. 「北海道庁業務継続計画[地震編・第1版]」（H23.3）をもとに作成

(2) 参集状況の想定結果

発災後～4日目までは、15km圏内職員数（100名）のうち、参集先からの距離が近く、参集可能性が高い職員を対象とした結果、100名（100%）が参集すると想定した。

また、7日目までには、全職員の98%にあたる101名が参集できるものと想定した。

なお、課長級の管理職は3時間以内に参集する。

### (3) 指揮監督権限及び職務代行

業務継続体制下においては、災害対策基本法23条の2第2項の規定により、町長が災害対策本部長となり、災害対策本部の事務を総括し、指揮監督を行う。

災害対策本部長に事故があるときは、「厚真町災害対策本部条例」に基づき、災害対策副本部長である副町長および教育長が職務を代行する。

なお、それらの者に事故があるときは、「厚真町長職務代理者指定規則」に基づく順序で代行する。

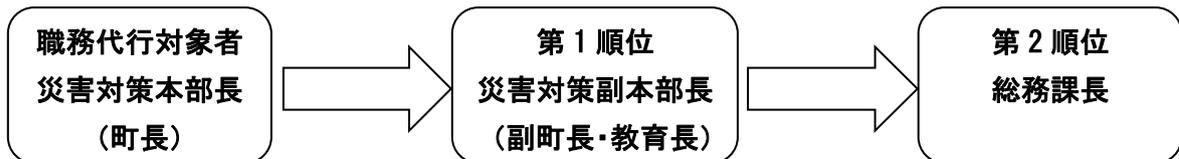


図3.1.4 災害対策本部における職務代理の順序

※ 発災時においても迅速かつ責任を持った業務の遂行を図るため、各所属は、管理職に事故があった場合にも適切に意思決定が行えるよう、平時から管理職の権限を確認するとともに、「厚真町事務決裁規程」による代決者を確認しておく。

表3.1.5 代決権者及び代決の順序

決裁事項	代決できる者	
	第1次	第2次
町長の決裁事項	副町長	総務課長
副町長の決裁事項	総務課長	課長にある上席の職員
課長職の決裁事項	課に参事が置かれている場合は当該参事又は参事の置かれていない場合は所管の主幹	所管の主幹又は所管の主幹が置かれていない場合は所管の上席の主査

資料：「厚真町事務決裁規定」

## 4. 業務執行環境の整備

### 4.1. 本庁舎に及ぼす影響

町役場本庁舎は、耐震安全性の分類上求められている耐震判定係数を下回っていることから、町内で大規模な地震が発生した場合、本庁舎の使用が困難になることも想定され、発災時の初動体制に支障を来すおそれがある。

### 4.2. 本庁舎等の点検

庁舎管理者は、大規模な地震が発生した場合は庁舎の被災状況の確認と使用の可否を判断し、庁舎等への立入りの可否が分かるような標示を行い、庁舎の被災状況及び庁舎利用

上の注意点について職員に伝達する。

また、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定を行うものとする。

#### **4.3. 本庁舎等の機能の確保**

##### **(1) 執務室の機能確保**

防火・防災担当責任者は、執務室の被災状況の確認と使用の可否を判断し、主管課を通じて庁舎管理者に報告する。

また、執務室の被害を軽減するため、あらかじめ、ガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置の実施など、執務環境の向上確保に努めるものとする。

##### **(2) 電源の確保**

電力の需給が途絶えた場合には、本庁舎専用の非常用自家発電機により、消防等非常用設備と本庁舎の必要最低限の範囲に電力を供給する。

##### **(3) 通信手段の確保**

北海道総合行政情報ネットワークや災害時優先電話、防災行政無線等を活用し、被災情報の収集・連絡、災害応急対策の調整等を行う。

##### **(4) 情報システムの維持**

情報システム管理者は、情報システムに障害が発生した場合、情報システムの被災状況等を把握し、速やかに運用委託事業者等に連絡してシステムの復旧に努める。

また、情報システムなどの重要なサーバが破損する事態に備え、データ及びシステムをバックアップするなどの対策や、サーバなど機器類を固定するなどの転倒、移動等の防止措置を講じるものとする。

##### **(5) 食料の確保**

発災時には、北海道が「災害時における物資の供給に関する協定」を締結している流通業者から供給を受けるなど、食料の確保に努めるものとする。

##### **(6) 水の確保**

発災時には、「災害時における飲料供給に関する協定」を締結している流通業者から提供を受けるなど、水の確保に努めるものとする。

#### 4.4. 本庁舎等の代替施設

##### (1) 災害対策本部等の執務室

災害対策本部等の運営の拠点となる代替施設は、町長や副町長等の災害対策本部員が発災後速やかに参集できる場所が望ましいことや、人員と機器を配置し初動体制を確立するためにも、総合ケアセンター「ゆくり」とする。

##### (2) 各課等の執務室

各課等において、非常時優先業務を執行するための必要面積を算出し、スペースの確保に努めるものとする。

##### (3) 事務機器等

代替施設で非常時優先業務を執行するためには、次のような事務機器等が必要であり、各課等が確保に努めるものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・事務機器⇒PC、コピー機など</li><li>・通信機器⇒電話、FAXなど</li><li>・通信回線⇒電話回線、ネットワーク回線など</li><li>・その他⇒事務消耗品など</li></ul> |
|---|

#### 5. 業務継続計画の対象業務（非常時優先業務）の選定

##### 5.1. 非常時優先業務の位置づけ

##### (1) 非常時優先業務の定義

前述のとおり、業務継続計画で対象とする業務は、大規模な地震発災時においても優先して実施すべき「非常時優先業務」である。

非常時優先業務は、基本的に1週間以内（地震発生当日～7日目まで）に着手しなければ、町民生活や都市機能の維持に支障が生じると判断された業務とする。

##### (2) 非常時優先業務の選定

###### a) 業務影響分析の評価

通常業務のうち真に継続が必要な重要業務を抽出するため、発災後、業務停止による「社会に与える影響の重大性」、「どの時点までにどのような対応が必要とされるか」等について業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出した。

具体的には、各業務について、業務の中断や業務開始の遅延が「町民の生命、身体、財産の保護」、「業務継続のための環境を維持」、「社会経済活動機能の維持」等に及ぼす影響度を、発災時からの経過時間（3時間、1日、3日、1週間、及び1箇月の各時点を基準とする。）に応じて、当該業務が目標レベルに到達していなかった場合に、町民生活、経済活動等社会にどのような影響を与えるおそれがあるかについて、次の基準で評価を行った。

評 価	影響の 重大性	基準時点において目標レベルに到達していないことによる影 響の内容
レベルⅤ	甚 大	甚大な社会的影響が生じ、大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考え
レベルⅣ	大	相当の社会的影響が生じ、社会的批判が発生するが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考え
レベルⅢ	中	社会的影響が生じ、社会的批判が一部発生するが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲内であると考え
レベルⅡ	小	若干の社会的影響が生じるが、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲内であると考え
レベルⅠ	軽 微	社会的影響はわずかであり、ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても、その行政対応は許容可能な範囲内であると考え

#### b) 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定に当たっては、業務継続の基本方針に基づき、町のすべての業務を洗い出し、原則として、1箇月以内に評価レベルが「レベルⅢ」以上の影響が生じると考えられる業務を非常時優先業務として選定した。

		目 標 復 旧 時 間		
		おおむね3日以内	おおむね1週間以内	おおむね1箇月以内
着 手 時 間	直ちに～ 24時間以内	[町民の生命、身体、財産の保護に必要な業務]		
	1日～ 3日以内		[業務継続のための環境を維持する業務]	
	3日～ 1週間以内			[社会的経済活動機能の維持に必要な業務]
想定される事象		○甚大な人的・物的被害が発生 ○町役場の被災により、職員・資源・情報に制約が発生	○避難所生活者等から様々なニーズが増加	○社会機能の復旧に関する要望が増加

図5.1.1 着手時間と目標復旧時間ごとの主な業務

**d) 非常時優先業務以外の通常業務**

発災時、町は町民の生命や生活を守るための災害応急対策業務を優先して行うこととなるが、通常業務の中でも町民生活に密接に関わる業務や町役場の機能維持業務など継続の必要性の高い通常業務を継続して実施しなければならない。

このため、各課等は、限られた人的・物的資源を非常時優先業務に投入し、業務を継続できるよう、「評価レベルⅡ」以下の非常時優先業務以外の通常業務を一般的に休止・縮小するものとした。

**e) 各課等の取組み**

各課等においては、本計画の業務継続の基本方針に基づき、非常時優先業務を選定し、業務を遂行するうえでの課題と対策について整理するものとする。

表5.1.2 優先度から見た通常業務の仕分け

【業務継続の優先度の高い業務（主なもの）】	
町民の生命、身体、財産の保護に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理、災害対応</li> <li>・ インフラ（道路、河川等）の維持</li> <li>・ 医療、福祉等のサービスの確保</li> <li>・ 町民生活に直結する各種手当、給付金、貸付金等の支給</li> <li>・ 報道対応</li> <li>・ その他、町民の生命、身体、財産の保護に必要不可欠な業務</li> </ul>
業務継続のための環境を維持する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報通信基盤の管理運営</li> <li>・ 財務会計システムの運用管理</li> <li>・ 職場の安全衛生業務</li> <li>・ その他、業務継続のための環境を維持する業務事務</li> </ul>
社会経済活動機能の維持に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道その他飲料水供給施設に関する業務</li> <li>・ 雇用対策及び労働相談</li> <li>・ 農作物の災害対策</li> <li>・ 被災者に係る住宅対策に関する業務</li> <li>・ 町民の経済活動に直結する許認可、補助金等に関する業務</li> <li>・ その他、町民の社会経済活動機能の維持に必要不可欠な業務</li> </ul>
【主な休止・縮小業務】	
各課共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庶務関係事務</li> <li>・ 福利厚生（職員の感染症対策を除く）</li> <li>・ 職員研修</li> <li>・ 統計調査、調査研究、白書等作成等</li> <li>・ 緊急性のない団体等の検査、報告聴取</li> <li>・ 多くの人が集まる集会、イベント等</li> </ul>

## 6. 計画の推進

### 6.1. 計画の周知

非常時優先業務を円滑に執行し、業務継続計画を実行あるものとするため、各課等は、平素から、発災時に速やかに実施すべき業務と一時的に休止すべき業務を認識しておくとともに、業務執行体制等の確保について確認しておくものとする。

また、職員全員が非常時優先業務の重要性を共通して認識し、災害時に職員自らが取るべき行動について把握するなど、平常時の業務の中にも定着させていくものとする。

そのため、各課等においては、次に掲げる訓練等の実施により、職員個々の災害対応力を向上させるとともに、本計画の周知・徹底を図るものとする。

図6.1.1 訓練等の例

- |   |    |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 非常時優先業務の初動対応マニュアル等作成</li><li>・ 非常時優先業務の初動対応訓練</li><li>・ 非常招集訓練</li><li>・ 安否確認訓練</li></ul> | など |
|---|----|

### 6.2. 計画の継続的改善

本計画のより適切な運用等を図るため、組織機構の改正、業務内容の変更、施設設備の変更があった場合に必要な改定を行うほか、「6.1. 計画の周知」で示す訓練等の実施、検証を通じて、新たな課題等の洗い出しや非常時優先業務の見直しなど、課題等の解消に向け、必要な改善を加えるとともに、内容の充実化を図り、継続的に災害対応力の向上を目指すものとする。

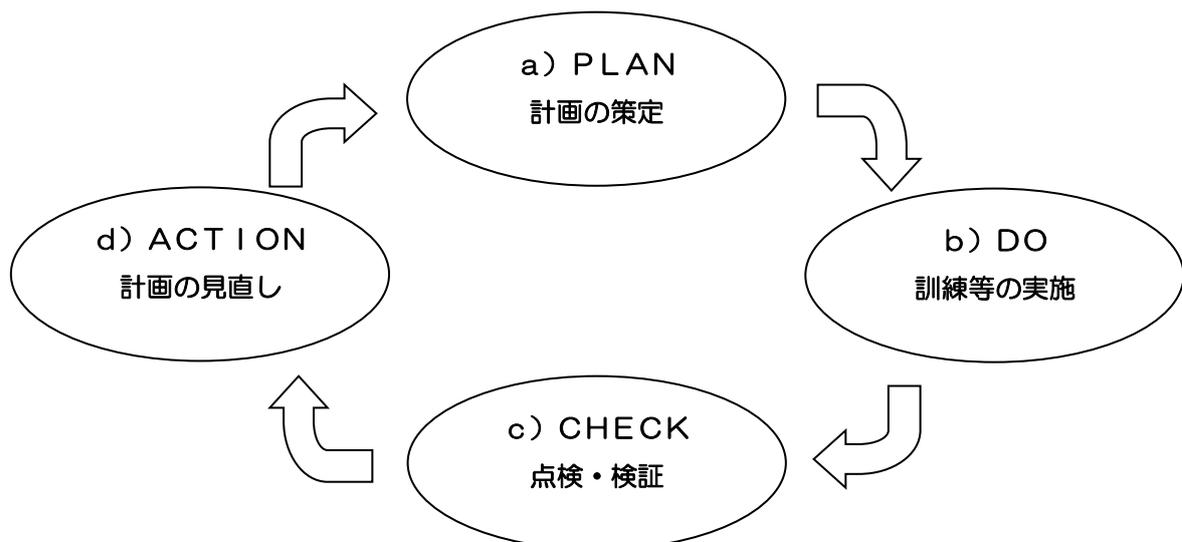


図6.2.1 PDCA サイクルのイメージ